

青税連

1994.11.30

ZENKOKU AOZEIEN

第27回定時総会千葉大会

新役員紹介

全青税活動報告

104

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会 長 岩 田 俊 一 編集人 広報部長 木 島 裕 子

No.104 CONTENTS 1994. 11

○第27回定時総会報告..... 3～4

○新役員就任あいさつ..... 5～11

第27回 全国青年税理士連盟定時総会



◀ 答弁する新旧会長



○定時総会出席者より

△青税の存在意義.....藤 田 康 雄 (富 山)12～13

△千葉大会に参加して.....阿 部 麻 耶 (千 葉)13

○青税活動報告

△役員研修会開催..... (9月10日・岐阜)森 谷 修 一.....14～15

△海外視察団懇親会開催.....15

○青税で本を読もう (書籍紹介)16～17

○千葉大会 スナップ集.....18

全青税第27回定時総会 千葉大会報告

—新会長に岩田俊一会員を選出—

ここ数年、全青の定時総会といえば雨ということばが二つ返事で返ってきたものだったが、今年はそれを一度に取り返した上にお釣りがくるほどの晴れ、晴れ、晴れ。猛暑、酷暑。その暑い、熱い夏に千葉新都心幕張の地において第27回定時総会は開催された。

総会に先立ち、木村晋介弁護士により、「国民に期待される税理士像と21世紀における自由職業人のありかた」と題した記念講演が行われた。テーマは時宜を得たものであったが、かの木村氏であるからには、もう少し辛口のを期待していた向きにはもの足りなかったかもしれない。

須藤千葉青税会長の開会の辞とともに始まった総会は、恒例により、増田恵一会員（東京）、安原武志会員（近畿）、細井隆好会員（名古屋）の3名の議長により議事が進められ、第1号議案から第6号議案まですべてを原案どおり可決され、全青の新会長には岩田俊一会員（東京）が選出された。

議案審議中、事業報告、事業計画とも最近の懸案である組織問題や日税連会館取得問題についての執行部の取り組み方について質問がなされ、新会長は日税連の機構改革をすすめるための活動を行いたい旨を述べ、組織問題についても組織部の実施したアンケート等をもとに取り組んでいく方

針であることを説明した。

また、事業計画に対する要望として、納税者番号制度の研究について、共通番号制度と税務限定番号について、区別して行ってほしい旨発言があった。

総会が終了すると恒例の懇親会である。会員家族あわせて450名になんなんとする賑やかなパーティーは、ピアノ演奏や、見事な紙切り芸により大いに盛り上がり、途中乱入した近畿青税による次回大阪大会PR用ちんどん隊の、どうひいき目にみても税理士が本業とは思えないちんどんパフォーマンスにより最高潮に達した。今からこの異常な張り切りぶりでは来年の本番ではどんな趣向が用意されているのだろうか。考えるだに恐ろしい。

翌日は、この暑さもものかわ、ほとんどの会員がディズニーランドに繰り出し、日頃家族サービスもせず飲みまくっているつけをここで一挙に解消すべく、頑張ったようである。家族の皆様、楽しい夏になったでしょうか。

ともあれ、千葉青税の方々には本当にご苦勞様でした。次回は前述したとおりの大阪大会です。会員の皆様、今から7月の22、23日は予定にしておきましょう。



開会の辞 須藤千葉青税会長



議長団のあいさつ

第27回全国青年税理士連盟 千葉大会を終えて

千葉大会実行委員長 鈴木 雄幸

今年で27回目をむかえた青税の真夏のイベント全国大会は、舞台を千葉市の幕張新都心・ホテルニューオータニ幕張に移し、千葉青年税理士連盟担当のもと8月6日(土)の前夜祭で幕を開けました。連日の記録的な猛暑にもかかわらず、今回の千葉大会には、ご来賓の方々を含め北は仙台そして南は熊本の各地から370名の会員及びご家族の

参加をいただくとともに、千葉青税より会員及び家族70名の参加者を加え、総勢440名という多くの方々のご参加のもと大成功のうちに大会を終えることができました。これもひとえに、千葉大会を開催するに当たって全国の会員の皆様から寄せられた暖かいご支援そして辻村前全国青税会長をはじめ執行部の皆様の熱意とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

21世紀の街幕張で開催された第27回全国青年税理士連盟千葉大会の成功を機に、21世紀へ向け青税活動の輪がさらに広がることを期待して、この度の千葉大会成功のご報告とさせていただきます。暖かいご支援ありがとうございました。

“感激の
フィナーレ”



千葉大会
実行委員一同
(中央が鈴木委員長)

《大会宣言》

全国青年税理士の組織である我々は、税理士の本流であり良心であるとの自負のもとに、税制・税務行政の在り方はもとより、国民生活や中小企業の経営、税理士制度に影響のある動きを、国民主権・基本的人権・恒久平和をうたうわが国憲法に即して、不断に追求してゆく。

本日全国から、千葉県幕張の地に結集した全国の青年税理士は、第27回千葉大会定時総会の名において、次のとおり宣言する。

1. 民主的ルールを無視した日税連会館取得決議は一方的なものであり白紙撤回させ、再検討させるための活動をしよう。
1. 税制改革に対し積極的に対応し、消費税の廃止等を含め応能負担原則に基づくあるべき税制の確立のために活動しよう。
1. 真に国民のための税理士制度をめざし、日税連の民主的な機構の改革も含め積極的に

税理士法改正に向けて活動しよう。

1. 中小企業に負担と犠牲をもたらし、税理士制度の変質につながる商法「改正」に反対しよう。
1. 申告納税制度の理念を維持発展させるため税務行政における適正手続を確立しよう。
1. 「国民総背番号制」につながる「納税者番号制」の導入を阻止しよう。
1. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。

我々青年税理士連盟は、さらに活発な日常行動を行い、組織を拡大強化し、以上の目的を達成するため奮闘する。

1994年8月7日

全国青年税理士連盟第27回千葉大会定時総会

新 役 員 就 任 あ い さ つ



会長就任

あいさつ

岩田 俊一 (東京)

1. はじめに

皆さん今日は、私はこの度の第27回千葉大会において指名を受け会長に選任された岩田です。

これから来年の大阪大会まで新執行部と共に全国青税の活動を行いますのでご支援ご協力を宜しくお願い致します。辻村前会長一年間ご苦労様でした、また千葉青税の皆様、今回の総会等の準備運営に多大なるご尽力を賜り有難うございます。

さて、長引く不況と目まぐるしく変化している政権の中、国民は何を支えに日常生活を過ごして行くのか不安を隠さずにはられません。このような混乱の中ではありますが、我々全国青年税理士連盟は規約前文にあるように、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざすと言った基本的な立場にたって行動して行きたいと考えます。さらには国民の立場に立つてあるべき税制のあり方等を検討する必要があると考えます。

2. 今年度の事業計画について

具体的な事業活動ですが、日税連の機構を改革し民主化のため努力して行きたいと思えます。今回の日税連会館取得問題で明らかなように会員の声を無視した会館取得決議は、日税連の機構の問題にあるものと考えております。日税連は、14の単位税理士会のみを会員としているため税理士法を改正して日本税理士連合会として全ての税理士が会員となるか、規約を改正して代議員制にすべきだと考えております。そのためにはやはり全国青年税理士連盟の会員が、支部さらには単位税理士会で積極的に日税連の機構の問題を述べて他の

税理士にも賛同を得るように活動をして行きたいと思えます。

税務行政の適正手続の確立については、事前の適正手続に関しては未だ確立されていません。全青は従来から諸外国の税務に関する適正手続について視察をしてきました。今回も「イギリス及びスウェーデンの『税務オンブズマン』」を発刊することが出来ました。さらに一般の人にも分かりやすく書かれた「Q&A税務調査」を発行することが出来ました。これらについては、税務行政の適正手続はどうあるべきかを多くの国民に分かってもらうよう昨年から創設された対外広報委員会を通じて啓蒙活動をして行きたいと思っています。

またKSKシステムについては、本年数署で試験的に導入されます。96年暮れからは全国の税務署に順次導入される予定です。KSKシステムは国税に関する情報をオンライン化しその収集と処理について全国規模で行うものであります。これは、国民総背番号制である現在政府税制調査会が検討している納税者番号制導入につながるものとして全国青年税理士連盟としては速やかに対応すると共に問題を提起すべきだと考えています。

その他の事業計画についても積極的に対応する所存であります。

3. おわりに

最後に組織問題について述べさせていただきます。ここ数年単位青税が全国青税から脱退しているのは事実です。組織が縮小されるより拡大された方が全国の青年税理士の力が結集されるわけで業界内外に多くの影響力を与えることが出来ます。この組織問題については、前執行部よりの引継ぎで現在組織問題のアンケート調査の結果を集計しており、この結果をもとにあるべき青税について検討して行きます。しかしながら、この問題の解消は短期間には出来ないと思えます。幸い私が所属しています東京青年税理士連盟は、毎年会員が数十名から百名近く増加しており、その現実を見ても決して青税は脆弱な組織では無いと信じております。また、偏った業界のためではなく、税理士・納税者・国民のため税理士会等に積極的に意見を

表明すると言うことは必要なことであり、何も意見も表明できないような業界は硬直化し衰退して行きます。そのためにも全国青年税理士連盟は大変重要な組織であると考えます。

私は、第32回税理士試験に合格して昭和58年税理士登録をしました。その年は名古屋大会で、その翌年の成田大会から毎回全国青税の大会に出席してきました。初めて出席した成田大会の時にはまさか私が会長になるとは考えも及びませんでした。これから1年間は私にとっては多難な年ではありますが、冒頭で述べましたように皆様のご支援ご協力を宜しくお願い致します。



現代社会が曲がり角にきたこの時だからこそ！

副会長

古 橋 猪久麿 (埼玉)

今年度、副会長の1人として全国青税をもち立てる事になりました埼玉青税の古橋です。

時折しも、政府・連立与党による改革なき「税制改革大綱」が、すったもんだの揚句にようやく決まったところです。行・財政改革は一向に進展せず、我が国の官僚国家体制は一層強まった感さえあります。

さてこのような状況の原因は、はたして国側だけにあるのでしょうか。この状況を甘受してしまう国民性に大きな問題があると私は思います。特に若い世代にこの感が強いことに、不安すら感じます。

今世界は切実な環境問題を抱えています。先進諸国のこれからの動きが、今後の地球・人類の未来を左右すると言っても過言ではないでしょう。

第二次世界大戦後の一貫した経済重視でここまで歩んできた我国日本。平成大不況で本当に考えなければならないのは何でしょうか。物質的欲求を満し続ける事で発展してきた大量消費型近代国家に将来がない事は明白な事実です。景気沈滞期の今だからこそ、本当に必要なものが何なのかを見きわめ、ムダを省いた実質型の社会を実現する事に傾注すべきなのです。

近年の社会主義国家の自由化に見る国民の底力を、我々は充分見習わなければならないでしょう。

自分達の将来は自分達自身の手で、切り開かなくてはならないのです。その最たるものが「税理士制度」です。真に国民の為の税理士制度に発展させねばなりません。

昨今、若い世代の保守化が著しいところですが、現状に甘んずる事なく、常に真理を未来を探究し続ける「青税」であるよう、皆さんと共に頑張りたいと思います。



副会長就任
にあたって

副会長

樋 口 秀 夫 (東京)

この度、副会長に選任されました東京青税の樋口でございます。東京より選出されました岩田会長の下、一年間精一杯務めさせていただきたいと考えております。

最近税理士界においては、内部的には日税連会館取得問題にみられる日税連の機構改革、そして外部的には消費税率アップを含む税制改革等、とりまく情勢は複雑多岐に渡り、また緊急を要する問題がうっ積しております。

税務行政が民主化へ一歩でも進む様、一年間努力してまいります。叱咤激励をお願い申しあげます。

CHANGEを

CHANCEに！

副会長

上 田 輝 夫 (神奈川)

この度、副会長に選任されました、神奈川の上田でございます。微力ではございますが宜しくお願い申し上げます。

今まさに、世の中も全青も変化しています。我々の顧客先である中小企業の経営もそうです。私は「経営」とは、変化に対応することなりと考えています。ちなみに広辞苑では「①力を尽くして物事を営むこと。②あれこれと世話や準備をすること。③継続的、計画的に事業を遂行すること。また、そのための組織」と書いてあります。

全国青年税理士連盟もそういう意味では常に変化していきます。基本理念は変わらず、そのための組織が変化するのです。

“CHANGE”と“CHANCE”。変化と好機、英語では一字違いです。どのような絶壁においても、見方を変えれば、それは“CHANCE”です。崖から転落しても生まれ変わってでもやってやるというぐらいに思うことが出来れば、間違いなく“CHANCE”です。

全ての出来事はもっと良くなるために起きているのです。全青もその通りです。どうかあたたかく見守っててください。



就任のあいさつ

副会長

小林 義和 (岐阜)

この度、全青税の副会長に選任されました、岐阜青税の小林義和です。

はじめに、千葉青税の方々、全国大会大変ご苦勞様でした。岐阜青税の会員一同、楽しく参加させていただきました。

現在全青税が抱えている問題のひとつに、単位会の全青税からの退会があげられます。ここ数年間に三つの単位会が退会しました。理由は様々だと思いますが、共通している事は、全青税の活動が良く理解できない、あまりメリットが感じられないという理由です。我が岐阜青税の若い会員の中にも、全青税の全国大会、理事会等諸活動に参加したことのない会員が数多くいます。それらの会員は、同じ様な事を感じているかもしれません。

今まで我々の諸先輩が地道に築き上げてくださった全青税とのつながりを、その様な理由で浅いものにしたくありません。そのためにもこれから1年間、微力ではありますが、全青税と岐阜青税のパイプ役として努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いたします。



就任にあたって

副会長

泉 正紀 (近畿)

副会長に選任されました近畿青税の泉正紀です。今まで、近畿青税の兵庫県支部を中心に活動していましたが、全国青税の活動に参加させていただくことになりました。

初めての全国大会への参加が、成田で開催された前の千葉大会でしたが、あれから10年が過ぎ副会長に選任されることになりました。

今回の千葉大会では、前回の1人での出席ではなく、家族5人で参加し、全員がパーティや観光を楽しませていただきました。千葉青税の皆様ありがとうございました。

来年は、近畿青税が全国大会の担当となり、すばらしい大会にするべく大阪の会員を中心に準備もすすんでいます。参加者の多さに勝る成功はないと思いますので、全国からの多数の参加を今から期待しています。

近畿青税からは、若く、フットワークのよい研究部長の酒井君、全国青税が大好きで紙面を埋めるのが得意な前本君が執行部に参加しています。この2人に引っぱられて活動しますので、今年度1年間よろしく願いたします。



就任にあたって

総務部長

森 谷 修一 (東京)

この度総務部長を務めさせていただくことになりました東京青税の森谷です。

全国青税は2年目ですが、理事会に参加するたびに新たな教訓を得て、人間の幅を広げる今日この頃です(事実太ってきた)。税理士会は地域によってかなり雰囲気が違うようで、地元の単位会ではなかなか経験できないことを、全国青税で勉強できます。思わぬところで人生の師に出会うこともあり、理事会には皆様も参加したらいいと思います。

今年は日税連会館問題を通じて日税連の機構を改善する方向に活動していきたいと思ひます。これは、負担を強いられることに関しては、いかなる地域の税理士にも共通の問題です。全国青税から離れて行った地域、まだ加入していない地域などにも積極的に出向いて、おおいに議論し、青税の基盤を広げていきたいと思ひます。

岩田会長を補佐して、一年間頑張りますのでよろしくお願ひします。



御理解と御協力を

経理部長

越 田 勝 則 (東京)

この度、経理部長を務めさせていただくことになりました、東京青税の越田です。

全国青税の部長は今回が初めてですが、岩田執行部をもち立て、精一杯努力する所存でございますので、これから一年どうぞよろしくお願ひいたします。

全国青税は、今期も非常に苦しい財政状態が予想されます。そのなかで適正な予算の執行を努めてまいりますので、会員の皆様の御理解と御協力をお願ひいたします。

役員就任の挨拶

研究部長 酒 井 稔 (近畿)

この度研究部長に任命されました酒井です。単位青税は近畿です。初め研究部長の話聞いた時には、耳を疑いました。全青に参加することが今年初めてで、何も分からない人間が部長になってよいのだろうか、不安でしたが、一度引き受けた限りは一生懸命会員の力になるようにしていきたいと思ひます。

私の仕事は、来年行われます秋季シンポジウムについて、多くの会員が参加して頂けるように、東京の方の連絡を取りながら、何か新しいものに挑戦していきたいと思ひます。どうぞ来年の秋季シンポジウムではご協力よろしくお願ひします。



原稿待ってます

広報部長

木 島 裕 子 (神奈川)

広報にはドンロウトの私がなぜか全青の広報部長などというものを引き受けることとなりました。

前年度は経理部長で地味にちまちまやっておりますので、まだ少し戸惑っているところです。

広報誌は会員の皆様への情報の提供の場であり、また広く会員の意見を表明する場でもありますから、積極的に活用していただけるような、その発行が楽しみにしてもらえようようなものができるというと考えております。そのために、全国津々浦々からの情報、ご意見、文句等々の原稿を常時受け付けておりますので、ご協力のほどお願ひ申し上げます。

また、昨年から発足した対外広報委員会では、その活動の一旦として、一般の事業者の方を対象として「Q&A税務調査」を発行しましたので、広くご利用いただきたいと思います。

組織は待っていても何もしてくれません。広報を通して全青に参加してみませんか。



一生懸命頑張ります

組織部長

若 原 照 司 (名古屋)

この度、全国青年税理士連盟の組織部長を仰せつかりました、名古屋青年税理士連盟の若原照司です。

軽い気持ちでお引き受けしたのですが、千葉大会での総会の席上、全青税の組織問題にたいして多くの質問が飛び出し、1年以内に結論を出すようにとの意見まででまして、正直いって組織部長を辞めたくくなりました。

確かに全青税に所属する各単位の数が減っていくということは、全青税にとってはその存在意義に関わる大きな問題ですが、問題が大きすぎてどの様に処理してよいのか見当もつかないところです。

前組織部長の長谷川先生が行われたアンケートの内容を検討して、その中から各会員がどの様に全青税をとらえているのか、まずその分析から行いたいと思います。

次に、やはり各単位会を回り、各単位会が抱えている問題をお聞きして、その問題を解決するために全青税として何をすべきかを考え、できる限りの協力体制をつくって行きたいと思います。

名古屋青税もその組織の活性化の問題で2年以上かけて取り組んできましたが、名古屋青税の活性化はその下にある各支部の活性化が不可欠であるという結論に達しました。

しかし、各支部の活性化という問題も規模が小さくなるだけで、その実質は同じ問題を抱えているだけのように思えます。

しかし、ここで大きな違いがあるのは、各会員が自分達の支部がどの様な活動をしているかを、ちゃんと知っているということです。

でもその会員のうち、役員と一部の会員をのぞくと名古屋青税の活動を理解している会員は少ないと思います。そして名古屋青税の活動を理解している役員と一部の会員でも、全青税の活動に関してはほとんど無知にちかい状態だと思います。

全青税の組織問題の一面を表している気がします。

とにかく何処までできるかわかりませんが、一生懸命頑張りますのでよろしく願いいたします。

就任のご挨拶

厚生部長 小 寺 隆 弘 (近畿)

「えらいこちゃ!!おもしろすぎるで大阪」をキャッチフレーズに、ただいま来年の全国大会に向けて着々と準備を進めております。わいわいがやがや、なんやかんやと案が飛び交い、今までの型にとらわれない奇想天外な大会になるのではないかと期待しております。家族の方が来られたならば、「もう家に帰るのいやや、大阪に住みたいんや~!!」と言わせてみせます。会員の方々には、この世の極楽浄土、浦島太郎の竜宮城、天使の花園……、いろいろ味わっていただきます。ぜひ、大阪大会にご参加くださいますよう、よろしく願いいたします。



就任にあたって

法対策部長

芥川 靖彦 (東京)

東京青税から参加します芥川です。全青税については自分はいくまでサポーターと心得ていたのが突然グラウンドに出てプレイすることになって準備運動不足で肉離れが心配です。

私は自力で事務所を創業して今年で八年目になります。もちろん順風満帆できたわけではありませんが、この間、東京青税の役員として厚生、制度、総務とお手伝いをしてきました。私にとって青税は、単調になりがちな日々の仕事に刺激を与えるものであり、貴重な情報、読み切れないほどの多くの資料の提供を受け、仕事の役に立っています。また、痛切に感じたのは税理士試験に合格して独立開業する人がかなり少ないということです。私の所属する東京税理士会でさえ、全会員に占める試験合格者の割合が50%に満たない状況です。

試験合格者が半分にも達していない資格制度というのも妙なことですが、創業税理士が増えてこそ健全な業界の発展があると私は確信しています。

全青税はその活動の範囲も年々広がっています。しかし、従来からの地道な積み重ねは承継し、言うべき正論は会員のコンセンサスを心得て青年らしく積極的に発言していきたいと考えています。

東京青税からは2年ぶりの全青税会長の輩出となりました。一年間全力をあげて支援していく所存です。よろしく願いいたします。



役員就任挨拶

三青会担当

辻村 祥造 (神奈川)

本来ならば青税卒業なのですが、従来からやり残した仕事は最後まで本人にやらせてしまうのが全国青税の良俗となっており、私も少し残業を行うこととなりました。

三青会とはすでに御存知の方が多いと思います

が、青年法律家協会、全国青年司法書士協議会そして私たち全国青年税理士連盟と、青年と名のつく弁護士、司法書士、税理士の三会でつくられています。

1985年に国民そして市民のために、法律サービスを業とする我々が、それぞれの法律の枠をこえて協力し、研鑽し合う必要性を自覚して発足したのがこの三青会です。この年に市民法律生活ミナールと称してレオナルド熊さんの劇団を招き、相続に関する問題を劇の形式で上演しております。

その後この三青会は各地域に広がり、地域青税のレベルで、また個人同士の業務の上での協力など広範な関係を築いております。

さて、私のやり残した仕事のことですが、この三つの会が将来にむけて取り組むべき共通のテーマを決定し、これを軌道の上ののせてゆくことです。

すでに司法関係からは「裁判ウォッチング」がテーマとされ、各地域で活発に活動が行われています。

私たち行政面に携わる税理士からは“国民背番号制度”(共通番号)の問題を提案しており、三青会ではこれを取り上げることを既に決定しています。これに昨今少しづつ報道がなされています情報公開法、そしてザル法といわれて施行された個人情報保護法などとの関連を探りつつ、『国家保有情報に対する国民の権利』というような壮大な共通テーマにしたてられないだろうかと考えています。

会員の皆様のお知恵を拝借したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。



就任挨拶

納税者権利憲章対策委員長

益 子 良 一 (神奈川)

納税者権利憲章対策委員長に就任しました、益子良一です。

我が国にも、TC (Taxpayer Charter) フォーラム「納税者の権利憲章をつくる会」が今年の4月に発足し、全国青税も加入しております。

ところで懸案であった行政手続法は、昨年11月

5日に成立し、今年の10月1日から施行されています。

しかし残念ながら税務行政手続法については、国税通則法第74条の2の新設によって、行政手続法の適用除外とされています。

私達青税としては、納税者の権利を守るためには、是非とも「税務行政手続法」の制定にむけて運動を進める必要があります。

そのためには、国民各層が集まって発足したTCフォーラムの運動を支えていく必要があるといえましょう。

とくに、TCフォーラムとして、「納税者権利基本法要綱案」と「税務行政手続法要綱案」を発表しておりますが、法制化にむけてより良いものとしていくために、その内容について議論を深めていきたいと考えております。

その議論を通して、私達青税の主張を各界の方々に理解してもらい活動を行いたいと考えております。

いま一つは、視察団報告書の活用です。

ここ数年、全国青税は、先進各国の税務行政手続法について視察しております。(すべて報告書にまとめられています。)

昨年は、イギリスとスウェーデンをしてフランスへ視察を行い、「納税者憲章」が税務行政に与える影響力や苦情処理機関としてのオンブズマン制度について、つぶさに見聞してきました。

その成果は、「イギリスおよびスウェーデンの『税務オンブズマン』」(全国青税欧州視察団報告書1993年)として取りまとめしております。

我が国でも地方自治体レベルでは、オンブズマン制度を導入している所もありますが、国のレベルでは導入されておらず、まだなじみがありませんが、納税者の権利を守るためには必要な制度といえます。

そこで、これら報告書の普及を図ることによって、視察の成果を随所で活かしていきたいと考えております。

この委員会は、納税者権利憲章に関係する分野について、法対策部そして関係委員会と連携して活動していく予定です。

一年間よろしくお願ひいたします。

◎

◎

◎

◎



就任のあいさつ

商法対策特別委員長

大 澤 慎 一 (神奈川)

今事業年度、商法対策特別委員会委員長をお引き受けいたしました神奈川の大澤です。

商法「改正」問題、とりわけ私達税理士及び中小企業に直接影響を与えられ考えられる公開制度、会計調査人制度については、最近の法務委員会議事録からも読み取れるように、重要項目として制定準備が進められています。

日税連に於ても、「中小会社外部監査」報告書(タタキ台)に対する意見提出を各税理士会に求めるなど、その動きが俄に具体化されてきているようです。この様な動きのなか、全青税の商対委員会は、法政審商法部会や日税連などの動向等を随時会員に報告するとともに、全青税の意見の集約に努めていきたいと考えています。

私自身会員の皆様と一緒に勉強するつもりで一年間頑張りますので、会員の皆様も情報の提供、又はご意見をどしどし全青税執行部にお寄せいただけるようお願いいたします。

就任と出戻り

税理士法対策委員長
税務行政適正手続委員長

前 本 和 憲 (近畿)

本年度の税理士法対策委員長と税務行政適正手

続対策委員長に就任させていただきました近畿青税の前本和憲です。

税理士法対策委員長は、はじめてですが、税務行政適正手続対策委員長は、1年おきごとにこれで3回目(2回目の出戻り)です。

一昨年度は、益子会長のもとで「全青版・税務行政手続研修資料集」を発行させていただきました。

わが国、諸外国の税務行政手続に関する資料を網羅した資料集です。

まだ在庫があるようですので、税務行政手続に興味がありましたら、青税事務局まで購入の申し込みをして下さるようお願いいたします。

税理士法については、昨年5月、東京税理士会が「—21世紀へ向けての税理士制度の構想—税理士法改正要綱」を公表し、本年4月、東京地方税理士会制度部が「税理士法改正試案(第一次試案)」を作成しています。

私の所属する近畿税理士会では、制度部が、昨年4月の日税連の「税理士法の要改正項目及びその問題点に関する報告書」の9項目について検討されているようです。

会員の皆様の所属税理士会で税理士法改正の動きがございましたら、ぜひとも全青までお知らせ下さるようお願いいたします。

最後に、来年は私の所属する近畿青税で全国青税の全国大会が大阪で開催されます。本年度の千葉大会同様、多数の会員の皆様をご参加下さるようご協力をお願いします。



《新役員一同》

～定時総会出席者より～

「青税」の存在意義

藤 田 康 雄 (富山)

私が青税の存在を知ったのは「税務調査における納税者の権利」という本からでした。私は長く弁護士事務所に事務局長として勤務しておりましたが、その間税金訴訟にタッチする中で、この本に出会いました。富山の地では、税金訴訟はめずらしく、その争点に対する理論的な準備をするためには一から文献や資料を収集しなければなりません。この本を手にしたとき、なかなか頑張っている税理士の皆さんがいるんだなあと思われ強く印象に残りました。

私が入った弁護士事務所というのは、かつて四大公害裁判といわれた富山のイタイイタイ病の裁判を遂行するために設けられた法律事務所です。この裁判は、昭和40年代初めの世論の支持の中で若い弁護士たちの活躍もあって勝訴し、その後の日本の公害行政の改革を迫り、公害立法にも大きな影響を与えて今日に至っているわけです。が、当時その局面にあった人達は、手さぐりで当時のありあわせの「現行法」を最大限に生かしながら、真実を整理し、理論を積み上げ、人間である裁判官を説得するために、そして世論の理解を得るために奔走したものでした。この中で得た私の最大の教訓は、解決の道は自らの努力の中できり開いてゆくものだという事です。そして必ず道は開かれるという確信です。例えば現行法に不十分どころがあっても、現実に発生している矛盾を解決する情熱があれば、何らかの方途、糸口はあるという事です。

この裁判が一段落してから、私は弁護士が手がける事件に関わる税務をサポートするために税法の勉強を始めました。それが税理士試験と出会うことになり、結果としては専業で税理士業務にたずさわることになり、昨年一月に事務所を開設したのです。

この地点に立って、つくづく思うことは、私自身もそうですが、税理士のあるべき像—税理士の

理想像が確立されていないことへの多少いらだたしい思いです。そんな時、かつて本でふれた青税の姿が前にありましたし、金沢の先輩から薦められたこともあり、今春入会したのです。従って、私が青税に最も期待するのは、あるべき税理士の理想像を果敢に追求する情熱なのです。

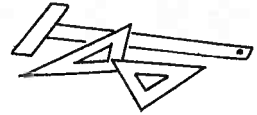
そんな期待をいただいて、今回の千葉での全国総会に参加させていただきしました。全国の大勢の熱心な先輩方の姿に勇気づけられましたが、正直いって木村晋介弁護士の記念講演には肩透かしの感じがします。税理士像の手がかりが感じられませんでした。個人参加名簿の欄が1名だったことに多少ショックをうけました。それが青税の成り立ちに理由があるにせよ、個人会員が結集しないということに疑問を感じたからです。私の理解からすれば、組織のないところで、税理士の果すべき役割に悩みをもち、解決の糸口を探している人達にこそ期待されるべき青税だと思ふからです。

志を同じくする者が集まれば団体が生まれるのは自然なことです。しかし、経過はともかくとして、青税が団体を中心とした組織の連合体でいいのかわかり、今一度考え直してみてもいいのではないのでしょうか。理想の税理士像を探求する一人一人の税理士の結合体として、全国どこからでも参加できるそんな組織に名実ともに生まれかわっていいのではないのでしょうか(もちろん、地方組織を別に持つことに私も異存はありません)。

私たちに課せられているのは、税理士法や税法に不十分なものがあるにせよ、納税者の権利を守り憲法の実現するために、実践の中であるべき姿の原型を示してゆくことでしょう。当然その中で、制度確立のための法改正や立法も視野に入れなければなりません。しかし現実には待ってられないわけですから、実践者として大いに語り合い研究しあう仲間が欲しいわけです。そのフィールドとして青税が果たしてゆく役割が大きいのでは

ないでしょうか。今の試験制度の中では、税理士像について学ぶ機会は全くないので、一人一人の権利意識に目覚めた立派な税理士を育てていく、そんな団体であって欲しいのです。実践者としては、あるべき税理士像の探求が先にあり、その行きつく先に青税の「理念」がいう税理士制

度の発展があるのではないのでしょうか。その意味でも個人の結合体であることが望ましいと思うのです。



千葉大会に参加して

阿 部 麻 耶 (千葉)

昨年千葉青税に入会したばかりの私にとって、おそるおそる研修会の扉を開けてからというもの千葉大会に向けて、やる気満々の須藤会長、鈴木実行委員長をはじめとする千葉青税の勢いに巻き込まれてしまったという感じでした。

正直言って、はじめのうちは「勉強になるから」というだけで、何がなんだかかわからないまま参加していました。そのうち、税理士として考え、取り組んでいかなければならない問題の多さと、その一つ一つがまた奥の深いものらしいということが、少しずつわかってきたような気がします。

税理士を目指しているときは思いもよらなかった数々の問題に立ち向かってきた大先輩が千葉にはたくさんいらっしゃることに、そして着々と受け継がれてきたことも、実行委員会等に参加しながら知りました。

前回の千葉大会の思い出を熱っぽく語る諸先輩のお話をうかがいながら、今回の千葉大会をよりいいものにしようという風が、どんどん勢いを増していったようでした。

普段は大してお役に立てるようなことはできない私ですが、千葉大会ではパーティーの司会（アシスタントですが）を仰せつかりました。

パーティーは、生ピアノの演奏につつまれて始まりました。

今回のような大役は初めてですから、たいへん緊張しましたが、段取りも丁寧な組まれて、セリフも用意していただきましたので、なんとかこなすことができました。

皆様に楽しんでいただけたのか心配ですが、紙切りのアトラクションが小さなお子様達に大人気だったこと、千葉の会員の「若者たち」の合唱が、



「左側が阿部さん」

会場全体に輪となっていったことなど、うれしい光景もひろがりました。

パーティーには、会員の先生方の御家族もたくさんお見えになっていましたので、普段と違った家庭的な顔もうかがえました。

今回の大会に参加して、一つだけ希望を言わせていただければ、ホストとなる単位青税だけ見ても遠方等の事情で、通常の例会にも足が遠のきがちな会員の参加や、全国大会を機会に新入会員が増えたりという実情があることから、青税の活動をアピールできるような企画を組み込んでほしいと思います。



全 青 税 活 動 報 告

役員研修会開催 (9月10日・於 岐阜)

森 谷 修 一 (東京)

1994年9月10日岐阜のグランパレホテルにおいて、役員研修会が開催された。講師には、東京税理士会顧問の寺澤隼人先生をお招きし、税理士制度の変遷と日税連の機構について講演をしていただいた。

税理士法改正のあゆみ

戦前における我が国は、膨大な戦費の調達のため、重税施策がとられたので、国民にとって税金に対する不安と悩みは、深刻であった。それに答える専門家の出現が国民に期待されるのは、きわめて自然なことであり、この意味から税理士業務は本来自然発生であるといえる。しかし、税理士の前身である、税務代弁士は、制度が確立されていなかったため、不当な料金の徴収等の納税者とのトラブルがしばしば発生した。

そこで、昭和17年に税務代理士法が制定された。その精神は税務官庁の補助機関たる心構えをもって納税者の権利を正当に擁護することとされていた。

戦後の税理士法改正の変遷

昭和26年税理士法制定——「税務代理士は単に税務官庁の都合ばかり聞くというのではなく、むしろ納税者の正当な利益と権利を納税者にかわって擁護する。」という立法精神が記載されており、文言のみを見る限りではきわめて納税者の側に立った税理士像が期待される。

昭和31年改正——特別試験制度導入。課税庁の下請け的な性格が突然強くなる。

昭和39年改正——政府提案は、課税庁の要求ばかりが目立ち、議員提案となる。

昭和47年に基本要綱制定——税理士会が作成した、あるべき税理士の姿を表現したもの。これをもって、税理士会の精神的支柱の確立と考える人は、今も多い。

昭和55年改正——つまらない取引をしたばかりに、税理士法近代化は大きく後退。おまけに基本要綱

凍結、議員の買収問題等の事件多発。税理士が政治献金を強要されたのもこの時。寺澤氏は、当時日税連制度部長であった。

21世紀へ向けての展望

(1)使命の明確化

納税者の権利擁護を、声高に議論するのは得策ではないのではないかと。すなわち、事前手続が確立されれば、自ずと納税者の権利は擁護される。

ドイツのように特別立法するか、国税通則法を改正するなどして、適正手続きを完成させることにより納税者の権利は擁護される。また、納税者の権利を擁護するという言葉だけでは、脱税者に味方するようにも聞こえる。

納税者の権利擁護とは、具体的には次の権利を擁護することである。

- (1) 憲法第3条(国民の権利及び業務)に定められた国民の権利
- (2) 憲法第84条の租税法律主義による法律に基づかなければ課税を受けない権利
- (3) 租税に関する法律上の権利——実体法上の権利及び手続法上の権利

55年改正以後、税務は行政においては特殊なものであり、権利擁護という司法概念になじまないとして法の改正に依拠していない。

青税は、権利擁護のための法改正運動、具体的には、たとえば国税通則法の改正などにむけて活動して欲しい。

(2)資質の確保、向上

試験制度の一本化



研修会の様子

(3)自主権の確立

懲戒権を課税庁に握られてはいけけない

(4)日税連の機構改革

まず手をつけなければならないのは、選挙制度

(5)税理士法人について

いまだ、意見集約できない

日税連の機構問題

会員14名。理事100名。従って、各単位会副会長の全員が理事になれるわけではなく、副会長で理事になれる人もいる。逆に言えば、会長の息のかかった人だけが理事になる。これでは、14名の正副会長会で審議したのちに、理事会でさらに検討を加えることになっているが、14名の裁決が出てしまえば、理事会の答えは裁決する前から解っている。

昭和26年の税理士法では、日税連は「……作ることができる」にすぎなかった。14の単位会が、自主性を保ちながら活動する、すなわち、「地方自治」でやってきたのに、昭和31年にはじめて日税連についての規定(単位会を指導し、監督する)が割り込んできて、中央集権に向けて時代を逆行しはじめる。

日税連の仕事の中で、単位会に委譲できることは委譲し、日税連をスリムにすることが、重要である。日税連のスケールメリットはある。なくせとは言わないが、もっとスリムに動けるようになれば、業界は、社会にむけて何の発信もすることができないし、ステータスも上がらない。

現在の日税連は、既得権にたかる蟻たちに蝕まれている。

日税連の理事会に出席することにより支給され

る日当と、グリーン車の交通費。

日税連理事会の日になぜか行われる関連団体の理事会。

関連団体の理事会に出席することにより支給される日当と、グリーン車の交通費。(同じ日に仮に5つの団体の理事会があれば、この行為は、5回繰返しになる。)

(この話を聞いて、私は電卓を叩いた。私が日税連の理事になったら、日当は10万円、交通費は大抵だったら「のぞみ」のグリーン往復で約4万円、5団体が重複してたら5倍だから、おっ、70万円だ！日帰り出張で70万円貰えたら、最高！銀座に飲みに行ける！私も日税連の理事になりたい！)

日税連理事の交代はきわめて少ない。うん、交代したくない。

日税連理事は単位会の会長の言いなり。うん、言う通りにするから交代させないで。

現在、島連(北海道、九州2会、四国、沖縄)プラス近畿会が結束して日税連に対して大きな影響力を有しているそうだ。(私が会長で、14人の会議で自分の意見を通そうと思ったら、民主的手続より、仲良し6人組をどうやったら味方にするかだけを考える。どんな手段を使ってもだ。)

司法書士会連合会は、代議員制をしいており、150人にひとり代議員を選出し、その協議により会務を運営している。日税連においても、民主的な運営を前提にした会館取得でなければならない。そのためは、日税連も代議員制を導入しなければならない。

平田会長、あなたが悪いんじゃない。14人で決めるという日税連の機構が悪いんだ。自分があなたの立場ならきっと同じ事をしていただきます。(私見)

海外視察団懇親会開催

さる9月10日、横浜中華街で、91年のアメリカ・カナダ、92年のオーストラリア、昨年のイギリス、フランス、スウェーデンの各海外視察団員が集まり、すべての視察旅行においてコーディネイターを引き受けられる等大変お世話になった石村耕治朝日大学教授も参加されて、懇親会が行われた。

席上、益子ヨーロッパ視察団長より、昨年の視察で、全青の諸外国の税務行政の視察活動もひとまず終了となり、これをどう日本の税務行政に生

かしていくかが今後の課題であり、視察報告書を活用した勉強会等の活動を行っていく必要性があるとの報告がなされた。

(先ごろ出版されたヨーロッパ視察報告集の詳細については、書籍案内の項をご覧ください。)



石村教授
益子団長
広報部長

読書の秋！

青税で本を読もう

読書の冬！



「現代企業税法論」

(岩波書店)

北野 弘久著

本書は、現代企業課税をめぐる諸問題を法認識論をふまえて体系的に解明・展開したものである。その手法は憲法理論を基底とし、北野税法学といわれる独自の税法学の視覚から、さまざまな法人税をめぐる項目についての法実践論を展開している。(主な検討項目については右記参照。) この一冊で現

代社会における企業課税のあり方を研究しながら、さらに税法学をも理解できるため、われわれ税理士にとって、実務に、研究に、まさに大活躍の優れた解説書であるといえるだろう。

- ・企業課税と税法学
- ・会社の役員報酬、賞与等
- ・会社の寄付金、交際費等
- ・法人税における「寄付金」の概念
- ・繰延資産
- ・公益法人等の収益事業課税
- ・同族会社
- ・小会社に対する会計監査
- 税理士の性格論に関連して—



欧州視察団報告書 完成！

ぜひ購入を！

視察団団長 益子 良一

同事務局長 我妻 憲利

全国青税では、1993年10月2日から13日にかけて、欧州視察を行っている。

その視察団報告書が、完成して頒布を開始した。

- ①「報告書タイトル」は、イギリスおよびスウェーデンの「税務オンブズマン」全国青税欧州視察団報告書(1993年)
- ②申込は、全青税事務局(03-3354-4162)または各地域単位青税へ。
- ③頒布価格は、2500円

内容を紹介しますと

(1)イギリス

イギリスの納税者憲章と税務オンブズマンについて、税務行政と納税者権利救済制度の実情を報告している。

当初、税務署や法律事務所とともに、議会オンブズマンとのコンタクトを予定していた。

しかし、コーディネートの途中で、7月1日から、The Revenue Adjudicator(税務オンブズ

マン)制度が発足したことがわかり、初代アドジュリケイターとの会見の様相を紹介するなど、今後我が国の税務行政を考える上で、非常に参考となる内容となっている。

(2)スウェーデン

スウェーデンにおける議会オンブズマン(JO)と納税者番号制(国民背番号制)の諸問題として、スウェーデンの納税者番号制度の実情について詳しく報告している。

ストックホルム大学の社会学部教授の講演や、プライバシー保護のため監督、規制を行う機関である「データ検査院」(DIB)そして議会オンブズマン(JO)の紹介など、今後我が国で納税者番号制について議論する上で参考となる報告内容である。

(3)フランス

フランスの情報公開制度とくに税務情報公開制度の実情について報告している。

パリ在住の弁護士より講演を受けて、今後我が国で情報公開法を制定する上で参考となる内容となっている。

(4)その他

この視察報告書には、スウェーデンの大学やデータ検査院についてコーディネイトしていただき、且つ、この視察に同行していただいた朝日大学の石村耕治教授の特別寄稿「スウェーデンの国民背番号制とプライバシー」を収録している。

今後各地域の青税が、税務行政手続法の制定にむけての活動や、納税者番号制について研究し行動する上で、非常に参考となる内容をもっているので、必読の書として各人最低一冊購入いただければ幸いである。

なお、各地域で必要であれば、この報告書の内容について講演する講師の紹介も行う予定である。



「Q&A税務調査」

当連盟は税務調査に関する書籍として、「税務調査における納税者の権利」を発行しておりますが、当該書籍は税理士や弁護士という、税務に関する法律的な知識を有している専門家向けのものであります。そのため、法律的な知識のない一般の事業者の方々が、税務調査に関する知識を、当該書籍から理解することは、かなり難しいものとなっております。

しかし、税務調査の対象者である事業者の人々が、税務調査を受認するに際して、税務調査に関する基礎的な知識を持つことは、大変重要なことです。

税務調査は、時として思わぬ発展から納税者に対して、不必要な、しかし、多大な負担を強いることがあります。これらは税務調査に関する法律的な知識を持っていれば、防ぐことはできないまでも、その負担を、より少ないものにできることが確かだからです。

これらのことから、当連盟では、この度「Q&A税務調査」と題した、一般の事業者向けの税務調査に関する書籍を発刊することになりました。

この書籍は、サブタイトルに「税務調査のはじまりからおわりまで」とあるように、税務調査の始まりから終了に至るまでに予想される、様々な

税務上の問題点について、Q&A方式で20問とりあげて、解説してあります。

この書籍は、専門的な税務知識を待ち合せていない人を、読者に想定して書かれたものですから、できるだけ税務上の専門用語や難しい表現を使わずに解説してあります。

そのため、一般の事業者の方のように、税務調査に関する法律的な問題について、専門的な知識を持ち合せていない人でも、十分理解できるようになっています。

もちろん、個別的な問題については、その対処方法についての、基本的な事項を記載してありますから、当然、調査官が来社した場合などであっても、当該書籍を備えておけば、応急的な対応ができるものと思います。

又、後半には国税庁編の「税務調査の法律的知識」や「税務運営方針」を資料として掲載してありますから、税務調査に関する課税庁の基本的な考え方や姿勢等も、解るようになっていきます。

さらに、当連盟では当該書籍を教材とした税務調査の勉強会へ、講師を派遣することも予定しております。

本書「Q&A税務調査」は、中小事業者の方の税務調査に関するバイブルとして、十分期待に答えられるものと思いますので、事業者の方や、同業者組合等の経理担当者の方々に、是非、一冊お求めいただきたいと思っております。

本書に関する問い合わせは、当連盟の対外広報委員会までお願い致します。

～理事会に出てみませんか～

全国青税では、毎月1回各単位青税の担当により、全国各地で理事会を開催しています。(終了後は懇親会もあり)

地元の会員の方、ぜひご参加下さい！

〈次回〉12月10日(土)担当 神奈川

於 東京地方税理士会館

詳細は全青事務局までお問い合わせ下さい。



第1回理事会(於岐阜)

千葉 大会

ス ナ ツ プ 集



木村弁護士による記念講演会



各単位青税代表



しつもん!



◀ 俺の酒を
とるんじゃない!!

▶ 来年は大阪へ
きてや!

